

第2回 船用エンジンにおけるNOx放出量確認試験の適切な実施に係る検討会

1. 日時 2025年5月8日(木) 13:00~15:00
2. 場所 中央合同庁舎3号館9階 海事局 第5会議室
3. 議事概要
 - 国が実施すべき具体的対策について、事務局より説明があり、質疑および意見交換が行われた。主な意見は以下のとおり。
 - 検査(NOx放出量確認試験の実施方法)の強化のみで不正を防ぐことが困難である場合には、報告徴収や立入検査等の手段も講じる必要があるのではないか。
 - 国内海事産業においては、エンジンの供給が逼迫しており、業界の発展を前提とすれば、メーカーに対して検査強化による過度な負担を課すことは現実的ではないのではないか。
 - 柔軟性やスピード感を確保する観点からも、(立入検査が設けられている)型式指定制度など事後的な検証が可能な仕組みが必要ではないか。
 - 不正が発覚した場合に事後的な検証が可能な体制の構築や罰則の強化が不正の抑止力として有効ではないか。
 - 費用対効果の観点も重要であり、複数の対策を組み合わせ対応していくべきではないか。
 - 大規模な組織では、本社と事業場に意識差があり、事業場ごとでも対応状況に差があるため、業務手順が適切に整備されていることや新たな規制を取り込むためのプロセスが確立されているかといった「品質」の観点が重要であり、経営トップに限らず事業場レベルでの対応も検討すべきではないか。
 - 顧客からの要求水準が高く、再試験に係るコストも大きいため、現場に過度なプレッシャーがかかっていたのではないか。メーカーと顧客との間で、正規の対応を正当に行える環境整備が重要ではないか。
 - 他分野においても、営業部門が必要以上に高い性能で受注し、製造現場で対応しきれずに不正が生じるといった構図が見られる。この対策の一例として、受注段階から製造部門を関与させる「フロントローディング」の取組がある。
 - エンジン性能のばらつきの一因として、制動機の信頼性が挙げられる。制動機についてはさらなる調査・検証が必要ではないか。
 - 品質管理部門を本社直轄とするような分離体制は他分野でも導入されている。また、医薬品など特に専門性の高い分野では統括する役員を置き、その責任を明確化する仕組みがある。品質管理には専門性が必要であり、単なる人事異動による短期的な配置では実効性に欠ける可能性があるのではないか。一方で、通常は主力となる人材を営業・管理部門に配属させることが多いが、品質管理部門を経験させるなどの事例もある。
 - 透明性を確保し、事後的な検証を可能とする一つ的手段として、自動計測の導入が考えられるが、コスト面の課題もあるため、導入は推奨にとどめるべきではないか。
 - 今後の進め方として、事務局より以下の提案がなされ、委員より了承が得られた。
 - 今回の会議で議論された具体的対策案について、事務局にて船用エンジンメーカーに意見聴取を実施すること。

以上